

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年 11 月 4 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600377 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600177 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成 15 年 7 月 25 日は 3 万円、同年 12 月 10 日は 12 万円、平成 16 年 7 月 23 日は 15 万円、同年 12 月 10 日は 15 万 6,000 円、平成 17 年 7 月 25 日は 16 万 6,000 円、同年 12 月 9 日は 17 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 25 日、同年 12 月 10 日、平成 16 年 7 月 23 日、同年 12 月 10 日、平成 17 年 7 月 25 日及び同年 12 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 25 日、同年 12 月 10 日、平成 16 年 7 月 23 日、同年 12 月 10 日、平成 17 年 7 月 25 日及び同年 12 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 7 月
⑥ 平成 17 年 12 月

A社に勤務していた期間のうち、各請求期間に支給された賞与の年金記録がない。各請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者の賞与支払明細書及び請求者から提出された預金通帳により、請求者は、各請求期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び③に係る標準賞与額については、各賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額に見合う標準賞与額が同額であることから、請求期間①は3万円、請求期間③は15万円とすることが必要である。

また、請求期間②に係る標準賞与額については、請求者の預金通帳に記載された当該期間に係る賞与の振込額及び複数の同僚から提出された当該期間の賞与支払明細書により推認される厚生年金保険料控除額及び賞与支払額に見合う標準賞与額が同額であることから、12万円とすることが必要である。

一方、請求期間④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、各賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、請求期間④は15万6,000円、請求期間⑤は16万6,000円、請求期間⑥は17万2,000円とすることが必要である。

さらに、賞与支給日については、賞与支払明細書及び預金通帳の記載から、請求期間①は平成15年7月25日、請求期間②は同年12月10日、請求期間③は平成16年7月23日、請求期間④は同年12月10日、請求期間⑤は平成17年7月25日、請求期間⑥は同年12月9日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出し、かつ、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、ほかにこれらを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する国の権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの賞与に関する届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600439 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600174 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成4年9月1日から同年8月21日に訂正し、平成4年8月の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

平成4年8月21日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成4年8月21日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年8月21日から同年9月1日まで

平成3年にB社(平成4年にA社へ名称変更)からC社(平成12年7月にA社と合併)へ出向となり、平成4年にA社に復帰したが、年金記録を確認したところ、この異動時における厚生年金保険被保険者記録に1か月の空白期間があった。当該期間もA社に在籍し、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主の回答並びに請求者から提出された給与明細書及び預金通帳の記載内容から判断すると、請求者は、請求期間において、A社及びその関連会社であるC社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、事業主の回答及び請求者から提出された預金通帳の記載内容により、平成4年8月21日とすることが妥当であることから、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成4年8月21日とすることが必要である。

さらに、平成4年8月の標準報酬月額については、請求者に係る平成4年9月の厚生年金保険被保険者記録から44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成4年8月21日から同年9月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対して提出し、かつ、

厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の資格取得年月日が雇用保険の記録における資格取得年月日と同日である平成4年9月1日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600397 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600043 号

第1 結論

昭和 57 年 6 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間及び平成 12 年＊月から平成 17 年＊月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 57 年 6 月から昭和 61 年 3 月まで
② 平成 12 年＊月から平成 17 年＊月まで

請求期間①は、会社をやめて A 市に住んでいたときに自分で国民年金に加入し、当時の妻が国民年金保険料を納付していた。

また、請求期間②は、B 市に住んでいたときに自分で国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。

しかし、請求期間①及び②が、国民年金に未加入の記録となっている。調査の上、請求期間①及び②を国民年金保険料を納付した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、請求者は会社をやめて A 市に住んでいたときに国民年金に加入し、当時の妻が国民年金保険料を納付していた旨の主張をしている。

しかしながら、請求者を筆頭者とする除かれた戸籍の附票によると、請求期間①に係る請求者の国民年金保険料を納付したとする当時の妻の当該期間における住所は B 市であることが確認できる上、同人は、請求者の当該期間において厚生年金保険の被保険者であることが認められる。

また、日本年金機構 C 事務センターから提出された請求者に係る国民年金被保険者資格取得届（申出）書によると、請求者は 65 歳到達後の平成 17 年＊月＊日に国民年金の高齢任意加入被保険者の加入申出をしていることが確認できるところ、オンライン記録によると、同年 11 月 4 日時点において、請求者の請求期間①に係る国民年金被保険者記録が、強制加入中の保険料未納期間から未加入の期間へ訂正処理されていることが認められる。

さらに、昭和 61 年 3 月以前において厚生年金保険被保険者の配偶者は、国民年金の加入は

任意であり、加入しなかった場合については、老齢基礎年金などの受給資格要件を満たしているかどうか判断するときに、受給資格の計算には算入されるが、年金額には反映されない合算対象期間として扱うこととされているところ、上記記録訂正の理由について日本年金機構は、請求者が 65 歳到達後において、老齢基礎年金の受給資格を満たすため国民年金に任意加入した時点で、請求者の請求期間①に係る国民年金被保険者記録を強制加入中の保険料未納期間から未加入の期間へ訂正することとし、請求者にその理由を説明した上で、記録訂正の処理を行ったと思われる旨の回答をしている。

加えて、当時の妻に請求期間①に係る請求内容について照会したが、同人は、昭和 57 年は B 市に住んでおり、請求者の当該期間に係る国民年金保険料納付についての記憶は明確ではない旨の回答をしていることから、請求者の当該期間に係る保険料納付状況は不明である。

2 上記のとおり、請求者は 65 歳到達後の平成 17 年 * 月 * 日に国民年金の高齢任意加入被保険者の加入申出をしていることが確認できるところ、請求者の請求期間②の始期である 60 歳到達時点において請求者の住所があった D 町によると、請求者が当該時点において任意加入被保険者の加入申出をしていることは確認できない旨の回答をしている。

また、請求者は、B 市に住んでいたときに自分が国民年金に任意加入して、国民年金保険料を納付していた旨の主張をしているが、請求者の除かれた戸籍の附票によると、平成 10 年 2 月からは D 町に、平成 15 年 2 月からは E 市に請求者の住所があり、B 市に住所があることは確認できない上、請求者は、「国民年金の加入手続は自分で行ったがどこの行政機関で行ったか覚えていない、保険料は自分が B 市役所で納付したがいつ納付したか覚えていない。」と陳述しているなど、請求者の請求期間②の具体的な保険料納付状況は不明である。

3 社会保険オンラインシステムの氏名検索により、請求者に別の国民年金記号番号が払出された形跡は見当たらない。

また、請求者が請求期間①及び②について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600296 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600175 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 47 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 15 年 12 月 1 日
② 平成 16 年 7 月 1 日
③ 平成 16 年 12 月 1 日
④ 平成 17 年 8 月 1 日
⑤ 平成 17 年 12 月 1 日

A社に在職中に支給された請求期間の賞与が、年金記録に反映されていないことが分かった。賞与の明細書や賞与が振り込まれていた口座の通帳は所持していないが、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社は、年金事務所からの照会に対し、請求者に係る当時の関係資料を保管していないため、当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の賞与からの控除について不明である旨回答しているほか、請求者も賞与が支給されたことが確認できる賞与明細書等の資料を保管していないとしていることから、当該期間における賞与の支給状況を確認することができない。

また、請求者は、A社からの賞与の支給方法について、預金口座への振込みであったとしているところ、当該口座は既に解約しており通帳を保管していない旨回答していることから、請求期間に係る賞与の支給額等について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600322 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600176 号

第1 結論

請求期間について、A社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 39 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 17 年 12 月

② 平成 18 年 8 月

年金事務所からの連絡により、A社在職中に支給された請求期間①及び②の賞与の記録がないと知った。賞与明細書は所持していないが、同社から賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の給与、社会保険等の事務を行っているB社（A社のグループ企業）は、請求者に対して、請求期間①及び②に係る賞与を支給していない旨回答している上、同社から提出された請求者に係る平成 17 年及び平成 18 年の賃金台帳並びに平成 17 年及び平成 18 年の源泉徴収簿における賞与の支給額欄には、「0」と記載されていることが確認できる。

また、請求者から請求期間①及び②に係る賞与が支給されたことが確認できる賞与明細書等の資料の提出はなく、請求者は、金融機関への照会を希望していないことから、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の賞与からの控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。